

奈良県告示第百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十九年九月一日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
佐野 豊	きんぎよ整骨院 大和郡山市南郡山町五二七一 五 マルセイ郡山ビル一階	平成二十九年四月十二日
津村 彬友	藪下整骨院 生駒郡斑鳩町龍田西四一七一 五	平成二十九年六月十三日